

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いま一つ納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

どしどし質問してください。

「質問の募集」要項は59頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q1

疑義照会により処方内容の変更が行われた場合、変更箇所について処方医の

訂正印はなくてもかまいませんか。また、後日、処方医から変更後の処方せんを新しく発行してもらうことが可能な場合には、変更前の処方せんと同じ新しい処方せんを差し替えたほうがよいのでしょうか。

(匿名希望)

A1

処方内容に変更が生じた場合には、その薬局の薬剤師が変更後の内容や処方医からの回答内容などを記入するよう義務付けられていますので、処方医から訂正印をもらう必要はありません。一方、変更が生じた処方せんを新しいものと差し替えることについては、薬剤師による疑義照会の記録がなくなってしまうなど、いくつかの問題があると考えられます。

処方せんの中に疑わしい点がある場合、薬剤師には処方医への疑義照会が義務付けられており(薬剤師法第24条)、処方医の指示により処方変更が行われた場合にはその変更内容、また、変更が行われなかった場合でも、処方医からの回答内容を処方せんに記入しなければなりません(薬剤師法施行規則第15条、表)。しかし、処方変更が生じた場合の取り扱いのうち、処方医から変更部分について訂正印をもらうことの必要性については、関係法令および通知においても明記されていません。

表 薬剤師による疑義照会

薬剤師法(昭和35年8月10日、法律第146号)

(処方せん中の疑義)

第24条 薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんで交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

(処方せんへの記入等)

第26条 薬剤師は、調剤したときは、その処方せんに、調剤済みの旨(その調剤によって、当該処方せんが調剤済みとならなかったときは、調剤量)、調剤年月日その他厚生労働省令で定める事項を記入し、かつ、記名押印し、又は署名しなければならない。

薬剤師法施行規則(昭和36年2月1日、厚生省令第5号)

(処方せんの記入事項)

第15条 法第26条の規定により処方せんに記入しなければならない事項は、調剤済みの旨又は調剤量及び調剤年月日のほか、次のとおりとする。

- 1 調剤した薬局又は病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地
- 2 法第23条第2項の規定により医師、歯科医師又は獣医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更の内容
- 3 法第24条の規定により医師、歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確認した場合には、その回答の内容

かつて日本薬剤師会では、電話によるやり取りのトラブルをできるだけ防止することや、その変更についての確実性を担保するなどの意味もあり、処方医から変更部分についての訂正印をもらうように勧めてきました。しかし、医薬分業の定着とともに、その必要性が低くなってきたという背景もあり、現在では処方変更のための訂

Q
&
A

information

正印は不要であると解釈しています。

一方、処方医から変更後の処方せんを新しく発行してもらった上で、変更前の処方せんを差し替えても問題ないかというご質問ですが、後で変更済みの処方せんに交換すると、薬局に当初の処方内容や疑義照会の記録、すなわち、処方変更までの経緯や処方医からの回答内容が全く残らなくなってしまうため、薬剤師による業務の記録がみえなくなってしまう。また、業務の内容がみえないだけでなく、保険請求上の根拠となる記録がなくなれば、重複投薬・相互作用防止加算などの算定の信憑性を問われることにもなりかねません。したがって、変更前と変更後の処方せんを差し替えることは、いくつかの問題が生じるものと考えられます。

Q2 薬歴の記載方法について質問です。レセプトの記載内容を訂正する場合は、二重線で抹消した上で正しいものを記載することになっていますが、薬歴の記載内容を修正する場

合は何か決まりがあるのでしょうか。(匿名希望)

A2 特に決められた訂正方法はありませんが、レセプトの記載要領に準じて二重取消線で修正するなど、修正の経緯を明らかにしておくことが必要です。

診療報酬請求書および診療報酬明細書に記載した箇所を訂正する場合には、「修正液を使用することなく、誤って記載した数字等を—線で抹消の上、正しい数字等を記載すること」とされています。これは、調剤報酬請求書および調剤報酬明細書においても同様です。

一方、薬歴については、特に決められた訂正方法はありませんが、訂正に至るまでの経緯や訂正前の内容などを把握できる状態にして置き、その訂正内容の正当性を明確にしておくことが必要です。したがって、修正液は使用せず、二重取消線で訂正するというレセプトの記載要領に準じることが妥当であると考えます。

Q
&
A



お詫びと訂正

本誌2004年9月号の64頁に誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

処方せん1の処方2、および処方せん2の処方2

誤 プレドニゾロン錠5mg → 正 プレドニゾロン錠1mg

本誌2004年10月号の62、63頁に誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

図2 一包化薬の考え方(例2)

誤 <調剤料> 一包化薬 194点 → 正 <調剤料> 一包化薬 97点

図3 一包化薬の考え方(例3)

誤 <調剤料> 内服薬 96点 → 正 <調剤料> 内服薬 105点